

『長与町第10次総合計画（素案）』
パブリックコメントによる意見募集の結果について

< 結果概要 >

実施期間	令和2年10月19日（月）～11月13日（金）
意見の応募者数及び件数	応募者数：4名（提出方法：持参 1名、電子メール 1名、 FAX 2名） 意見件数：20件
意見を提出できる人	・町内に居住・在勤・在学の方 ・町内に事業所等を持つ法人・その他の団体
閲覧できる場所	○長与町ホームページ ○町内公共施設 ※閲覧可能時間は、各施設の開館時間。 （長与町役場政策企画課・ふれあいセンター・ 長与南交流センター・上長与地区公民館・ 長与北部地区多目的研修集会施設）

長与町第 10 次総合計画(素案) パブリックコメントの意見と町の考え方

No.	箇所	意見内容	考え方・対応
1	P29 基本目標 「1.協働による持続可能な社会」	地域環境問題の記述が必要。 自然災害、新興感染症、など地球環境問題が要因とも言われている。 二酸化炭素排出 2050 年にはゼロを実行するには、町民の協力も必要なので、記述が必要。	「まちづくりの基本目標」のページでは、町の施策全体を 6 つの括りで分類し、基本目標「1.協働による持続可能な社会」においては、「協働」に係る部分を中心として取りまとめております。そのため、その他の要素については限定的にしか記載しておりませんが、各分野の施策については、協働の観点を基本としながら推進してまいります。環境問題については「基本目標 6」の中にて包含しております。
2	P30 基本目標 「3.創造性と活力ある産業」及び P97「19.商業の振興」	商工業の振興に、中小企業振興基本条例の制定を記述。制定を目指すこと。	同条例は県において制定され、町内事業者もその対象範囲に含まれていることから、現時点で町独自の制定は予定しておらず、県の条例に沿って商工業の振興を図っております。 町独自の制定の有無については、今後の状況を見ながら検討をしてまいります。
3	P63 「7.学校教育の充実」	環境学習の記述。平和学習の記述が必要。 上記の地球環境の悪化を学ぶことが必要。	環境学習については施策 41「快適で持続可能な生活環境づくり」、平和学習については施策 14「平和意識の高揚」においてそれぞれ具体的に記載をしているところです。学校教育の場においてこの 2 つを学習することは当然ですが、施策 7「学校教育の充実」の中にすべての要素を記載することは困難なことから、ここでは「主な取組」として整理・記載しています。
4	P89 「16.農業の振興」	「1.農業生産基盤の充実・維持管理」における数値目標「耕作放棄地解消面積」は、すでに発生している耕作放棄地の解消、縮小を目指すものと理解するが、説明文では、新たな発生防止に努める対策が示されている。解消、縮小の対応も合わせて記載した方が分かりやすい、目標と説明を整合させた方が良いと思う。	ご指摘を基に、下記のとおり記載内容を修正しました。(下線部追記・修正) 【説明文】「耕作放棄地の解消及び発生防止に努めます。」 【主な取組】★農地の集約・流動化(賃貸借等)による耕作放棄地の解消及び発生防止
5	P89 「16.農業の振興」	持続可能な農業形成を支援するため、価格保証。所得補償の創設。	農業の経営支援として既に、農産物の自然災害による損失を補償するための農業共済制度があり、JA長崎せいひの柑橘部会に所属する農業者は、全員が農業共済制度に加入をしております。 また、平成 31 年 1 月からは自然災害に加え、市場価格の下落や病気での収穫不能等、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補填する収入保険制度が開始されました。 いずれの制度も国の公的資金によるもので、農業者の負担が軽減されています。 こうした制度が既に制定されていることから、ご指摘の価格保証、所得補償の創設については既存

			の制度を推進してまいります。
6	P95 「18.水産業の振興」	水産業についても価格保証。所得補償の創設。	水産業の経営支援として、水産物の自然災害による損失を補償するための漁業共済制度があります。また、水産資源の管理・回復を図りつつ、漁業者の収入の安定を図ることを目的として、漁業収入安定対策事業があります。 いずれの制度も国の公的資金によるもので、漁業者の負担が軽減される制度となっておりますが、小規模な漁業経営体で構成される大村湾漁協では、いずれの制度も加入者はありません。 こうしたことから、価格保証・所得補償の創設については既存の制度を推進してまいります。
7	P95 「18.水産業の振興」	「2.つくり育てる漁業の推進」における取組で、数値目標「ヒラメ・ナマコ等の放流数」を掲げているが、5年後に500尾を増やすという目標は、あまりにもハードルが低い(すぐにでも達成できるのでは)と感じる。新聞では「保育園児の教育の一環として7700尾の放流」等あるが、町の水産業の振興として5年後に500尾増の目標が、つくり育てる漁業の推進に貢献できるとは思えない。他の取組での設定替えをすべきでは。	ご指摘を基に、下記のとおり目標値を修正しました。(下線部修正) 【目標値(R7)】44,000尾→ <u>80,000尾</u>
8	P97 「19.商業の振興」	「3.地域特性に応じた商業環境の充実」における取組「商業機能の立地促進」については、具体的な目標設定もしくは、促進するための対応策等具体例を示すことはできないか。	近年は大型商業施設が設置された他、小規模な商業機能の設置も見られ、商業環境の充実が一定図られていると考えておりますが、今後もこのような商業機能の立地を促進していくことを想定して記載しております。数値目標については、企業自身の経営判断に委ねられる部分が大いことから、町として具体的に設定することは困難であると考えております。
9	P103 「21.観光・シティプロモーションの振興」	数値目標「主要イベント来客数」について、増やしていくという目標は賛成するが、正しい数値が把握できるのか疑問である。数値目標の設定は控えの方が良いのでは。	数値目標「主要イベント来客数」は町独自に主要なイベントの来客数を集計したものです。同様の手法は県の観光統計でも採用されており、正確な数値の把握に努めながら、引き続き数値目標として設定したいと考えております。
10	P107 「22.移住・定住促進及び関係人口の拡大」	空き家対策・空き家バンクなどの取組を記述。	「空き家の適切な管理」について、施策24「市街地の整備」に記載をしております。 「空き家バンク制度」は、民間不動産事業者がない地域、または民間不動産事業者が取り扱わない物件を想定しており、現段階での実施は予定しておりません。

11	P109 「23.雇用環境の充実」	<p>「2.多様な就業ニーズに応じた雇用機会の創出」において、「シルバー人材センターの会員数」の増加を数値目標としているが、限られた就業機会の中で会員数が増えるということは仕事を分け合うということになり、雇用機会はむしろ減少するという事となる、目標の立て方としては、説明文にもあるように、就業機会の拡大に関するもので設定されるべきと思う。</p>	<p>数値目標「シルバー人材センターの会員数」は、高齢者の就業機会の拡大を示すものとして記載しています。シルバー人材センターにおいては新たな事業の検討・拡大を行っており、これにより就業機会も増えると思込まれるため、必ずしも1人あたりの雇用機会の減少につながるものではないと考えております。</p>
12	P109 「23.雇用環境の充実」	<p>企業誘致において長与町にはIT企業の誘致が現実的ではないかと考えられるが、長与町にはオフィスが無い、長崎県立大学シーボルト校の情報セキュリティ学科のおかげで長崎のセキュリティ産業が盛んになっているにもかかわらず、すべての企業が長崎市に進出している。もっと言えば「ながさき出島インキュベータ」に入っている。</p> <p>長与町に事務所を構えたくてもオフィスビルが無い、企業は長崎市を選択するしかないのではないか。</p> <p>そこで、「企業誘致による雇用機会の拡大」の主な取組として、「企業を誘致するための施設の整備」を希望する。長与町の企業誘致のスタイルとして、産業団地は作れないがオフィスビルを作って、そこに企業を誘致するのが現実的ではないかと考える。</p>	<p>企業を誘致するための施設の整備については、用地取得や施設整備に係るコスト、入居ニーズなどの想定が現時点では難しいため、既存施設の活用も含め、今後検討してまいりたいと考えております。</p>
13	P113 「24.市街地の整備」	<p>「2.住宅環境の整備における取組」で、「空き家のデータベース化と適切な空き家管理の促進」が示されているが、本町における空き家、空き地については、持ち主又は民間の不動産業者において、適切な管理が行われていると思う。</p> <p>過疎、もしくは人口減少が顕著な自治体では、空き物件等について、その利用の（販売、貸付等）促進に行政が取組んでいるところもあると聞かすが、本町においては、まだまだ町が関与する必要はないと思う。</p>	<p>本項目における取組としては、空き家を適切に管理していただくことを促すための周知啓発等の取組を主眼としております。</p> <p>ご指摘の、本町での「販売、貸付等の促進」については現段階では予定しておりません。</p>
14	P114 「24.市街地の整備」	<p>「3.公園・緑地の整備」として、町民一人当たりの公園保有面積を数値目標としている。整備の促進については異論ないが、新たな整備が無くても人口が減ることで目標達成に近づくという要因もあり、目標設定として用いるには疑問がある。</p> <p>新たな基本構想で示している目標人口4万2千人を基に、一人当たり10㎡を目指し</p>	<p>町民一人当たりの公園保有面積につきましては、都市公園法施行令に基づき設定していることから、指標として妥当性があるものと考えます。また、第9次総合計画以前においても同様の指標が設定されており、連続性の観点からも、原案の指標としたいと考えております。</p>

		て、42万㎡の公園整備を目標とした方が分かりやすい。	
15	P114 「24.市街地の整備」	<p>キャンプやバーベキューができる新たな公園の整備を求める。現在、潮井崎公園がその役割を果たしていると思うが、規模が小さく、なかなか利用しづらい状況にあると感じる。</p> <p>そこで、「3.公園・緑地の整備」の主な取組として、「キャンプやバーベキューを楽しめる公園の整備」を希望する。特にキャンピングカーを対象とした施設は非常に少ないので、キャンピングカー対応にすると、町外、県外からの利用も期待できると考える。</p>	<p>新たなキャンプ場の整備につきましては、用地の選定をはじめとする事前準備や多額の整備費用が生じるものであり、現時点で具体的な構想がないため、ご指摘の内容を盛り込むことは難しいと考えております。</p> <p>一方で、既存の潮井崎公園のあり方については、いただいたご意見も参考に、今後拡充ができないかなどの検討をまいります。</p>
16	P121 「27.道路の整備」	老朽化した生活道路(町道中心)の改修改善を記述	ご指摘の内容につきましては、P121に記載しております、具体的な取組「2.生活道路の維持管理と安全対策の推進」の主な取組である「適正な維持補修の実施」及び「道路網の計画的な整備改修」に含まれているものと考えております。
17	P123 「28.地域公共交通の充実」	<p>「2.鉄道の充実」において示されている数値目標「JR一日平均乗客数」は、掲げるのであれば、次の「3.公共交通の利用促進」における目標設定とすべきではないか。</p> <p>鉄道の充実を目指すならば、説明にも記述されているよう、列車の増便、現状一日何便を目標何便にするといった設定が分かりやすいと思う。</p>	<p>ご指摘のとおり「3.公共交通の利用促進」の数値目標として設定することも可能だと思いますが、ここでは「2.鉄道の充実」の取組の結果を表す指標として設定しております。</p> <p>鉄道事業は公的なインフラという側面もありますが、私企業の経営判断に委ねられる「列車の増便」「一日何便を目標にする」を町の目標に設定することは難しいと考えます。</p>
18	P127 「30.消防・防災体制の強化」	<p>近年の異常気象の増加により、消防団に対して水防団としての活動の期待が望まれる機会が年々増加していると感じている。</p> <p>そこで、防災・減災への取組として、「防災士の資格取得の奨励(推進)」を提案する。消防団員一人一人のスキルを上げるとともに、消防団を退団後も地域や自治会における防災リーダーとしての活躍を期待できると考える。</p>	<p>防災士の資格取得については、防災士試験の受験の前提条件となる「防災推進員(自主防災リーダー)養成講座」への参加を消防団員に対し、推奨しているところです。</p> <p>第10次総合計画中における記載内容としては、主な取組の「消防団の活性化と機能強化」に包含されているものと考えております。</p>
19	P159 「41.快適で持続可能な生活環境づくり」	二酸化炭素排出削減目標の明記	<p>町内全域の二酸化炭素排出量を測定するためには、人員・技術の不足、及び一定の経費負担がかかるという課題があり、二酸化炭素排出削減目標の明記は困難であると考えております。</p> <p>また、温暖化対策技術の開発や実証等のハード面の整備を町単位で行うことは困難であり、町の取組としては、省エネ・温暖化に対する普及啓発等のソフト対策を行うことが重要と考えております。</p>

20	計画全般	<p>10次計画書は膨大です。これを読んで意見を出せとは、町は思いやりがありません。ほとんどの者は読みませんが、関心がある者には資料提供することを強く望む。</p> <p>提出期間が短くホームページか閲覧形式になっている。</p>	<p>ご指摘のとおり膨大な計画書ではありますが、パブリックコメントという性質上、全文掲載はやむを得ないものと考えます。</p> <p>設置場所はホームページ及び公共施設5か所での閲覧を設定し、施設における案内等を実施しておりますが、それ以外の閲覧手段の確保については、今後の検討とさせていただければと思います。</p> <p>提出期間については事前に広報誌10月号やホームページで実施に係る周知を行っているほか、実施期間として10/19～11/13の約4週間を設定しており、これ以上の期間設定は作業工程の関係から、難しいと考えております。</p>
----	------	---	---